

# 第5章

## 健全で自立したまち ～ともに参加しよう～

### 地域づくり・行政経営

5-1-1	人権が尊重された差別のない社会の実現	108
5-2-1	地域コミュニティの充実と協働の推進	110
5-2-2	地域の活性化と移住・定住環境の充実	112
5-3-1	デジタル化の推進	114
5-3-2	市政情報の発信と市政参加の促進	116
5-3-3	健全な財政運営の確立	118
5-3-4	将来を見据えた行政経営の推進	120
5-3-5	職員の育成と職場環境の充実	122

# 人権が尊重された差別のない社会の実現

目指す姿

一人一人が人権問題を自分自身の問題と受け止め、日常生活において学習を深めるとともに、より多くの人々が問題意識を持ち、全ての人の人権が尊重された差別のないまちを目指します。

成果指標

指標名	指標の説明	現状値(2022年)	目標値(2026年)
人権映画会・講演会への参加延べ人数	市民の人権意識の高揚度を測る指標	— (該当するイベントの中止)	800人
人権が侵害されたと感じたことのある市民の割合	市民意識調査で「感じたことがある」と回答した市民の割合で、市の取組により市民の人権が守られているかを測る指標	12.9%	0.0%
家庭生活において男女の地位が平等と感じる市民の割合	市民意識調査で「感じる」「どちらかといえば、感じる」と回答した市民の割合で、男女共同参画社会に対する理解度を測る指標	44.8%	50.0%
いじめはどんなことがあってもいけないと考える児童・生徒の割合	全国学力・学習状況調査で「いけない」「どちらかといえば、いけない」と回答した小6児童・中3生徒の割合で、人権教育の成果を測るための指標	小6 98.3% 中3 95.8%	100.0%

現状

- 2016(平成 28)年 12 月に「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されました。また、県においても、2020(令和 2)年 3 月に「和歌山県部落差別の解消の推進に関する条例」が施行され、本市においても国・県と連携し、部落差別の解消に向けた相談体制の充実を図り、必要な教育と啓発に努めています。
- 全国的に、インターネットを利用した他人への誹謗中傷や偏見・差別を助長するような情報発信、また、子供の虐待やいじめ、性的指向を理由とする差別的取扱など、人権問題は複雑化・多様化しています。こうした中、本市では、2021(令和 3)年 3 月に「人権施策基本方針」の改定を行い、偏見・差別のないまちづくりに向けて人権施策を推進しています。
- 本市では、人権課題に対して正しい理解が得られるよう、人権講演会や人権映画会を実施しています。また、匿名によるインターネット差別書き込みや誹謗中傷などの人権侵害を助長するような情報に対し、迅速に対処するため、インターネットモニタリングを実施する専門職員を配置しています。
- 本市では、児童生徒を対象とした人権を意識した授業や、全教職員を対象とした人権教育研修会、児童の保護者を対象とした人権意識の向上を目指した「保護者学級」など各学校における取組に加え、全ての市民を対象とした「じんけん学習講座」の開催など人権教育に取り組んでいます。
- 性別によって「こうあるべきだ」と考える固定観念や役割分担意識を解消し、それぞれの個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画のまちを目指した取組を進めています。

これまでの主な取組

- 人権施策推進懇話会を中心とした PDCAサイクルによる人権施策推進体制の構築 [2020(令和 2)年度]
- 新型コロナウイルス感染症に起因する不当な差別に対する啓発 [2020(令和 2)年度～]
- 児童生徒を対象とした「人権啓発ポスター展」の開催 [2020(令和 2)年度～]
- 全国水平社創立 100 周年パンフレットの作成、児童生徒の保護者への配付 [2021(令和 3)年度]
- 小学6年生と中学生への全国水平社創立 100 周年パンフレットを活用した授業の実施 [2022(令和 4)年度]

関連する個別計画

- ・ 人権施策基本方針 2021(令和 3)年度～
- ・ 教育大綱 2023(令和 5)年度～ 2026(令和 8)年度
- ・ 生涯学習推進計画 2019(令和元)年度～ 2023(令和 5)年度
- ・ 男女共同参画推進プラン 2018(平成 30)年度～ 2027(令和 9)年度

課題



- 市民一人一人の人権意識のさらなる高揚のため、人権啓発・教育活動への取組が必要です。
- 複雑化・多様化する人権問題への対策や相談体制の充実が必要です。
- 男女共同参画の視点に立った意識啓発を推進する必要があります。

主な取組方針

方針  
1

人権擁護・保護の充実

- 家庭や学校、地域、職場など生涯を通じ、社会のあらゆる分野において、人権尊重のまちづくりを進めるため、「人権施策基本方針」に基づき、関係部署と連携し、施策を総合的に推進します。
- 関係機関などと連携し、インターネット上の差別書き込みなどの監視を強化するとともに、情報に関する被害発生時における対応の強化を図ります。
- 人権擁護委員や関係機関との連携を図り、複雑化・多様化する人権課題に対応できる相談体制の充実を図ります。

方針  
2

人権啓発・教育の推進

- 人権映画会や講演会などの機会を通して、人権意識の高揚を図るための取組を推進します。
- 就学前は、自然や動植物とのふれあいを通して、いのちの大切さを感じたり、さまざまな遊びを通して仲間との関係や豊かな人間性を培うなど、人との関わりを通して相手を理解し、お互いを大切に思う気持ちを育てていくことを基本とした人権教育を進めます。
- 小・中学校では、学校生活のあらゆる場を通して、個々の児童・生徒の自尊感情を高め、他者を尊重し、互いに違いを認め合うとともに、人権に関する知識を深め、豊かな感性を育む教育や、コミュニケーション能力など、人権に関わるスキル(技能)を身につける教育を推進します。
- 小・中学校の教職員一人一人が人権を尊重する理念をもち、研修内容の充実により、差別を見逃さない鋭い人権感覚と資質、指導力の向上を図ることで、人権教育を進めます。
- 社会教育として、さまざまな学習機会を通して、市民一人一人が人権について正しく理解し、自らの生き方に関わる問題として受け止め、人権尊重の精神を日常生活で実現できる取組を推進します。

方針  
3

男女共同参画のまちづくりの推進

- 男女共同参画のまちの実現に向けて、市民や企業の意識の醸成を図るため、情報提供や啓発活動を推進します。
- 男女がともに自己の能力を伸ばし、発揮できる機会を平等に得られるよう取り組みます。
- 男女間のあらゆる暴力の根絶に向けた相談体制を充実します。

協働

市民の皆さまに取り組んで欲しいこと

- 人権問題の理解や人権意識の高揚に努めます。
- 人権に関するイベントへ積極的に参加します。

# 地域コミュニティの充実と協働の推進

**目指す姿** 市民が地域の活動に積極的に参加し、市民相互の親睦を深めて信頼関係を築き、人と人との絆を強め、住みよいまちを目指します。

## 成果指標

指標名	指標の説明	現状値(2022年)	目標値(2026年)
自治会加入率	全世帯のうち、自治会に加入している世帯の割合で、地域コミュニティの活性化の状況を測る指標	73.0%	現状値以上
自治会やコミュニティ活動に参加した市民の割合	市民意識調査で「ここ1年で自治会やコミュニティの活動に参加した」と回答した市民の割合で、地域コミュニティへの関心度と活性化の状況を測る指標	45.7%	60.0%
地域活動意欲	市民意識調査で、まちをよくするために、地域でのイベントや行事に参加したい度合いが高い人の割合で、地域コミュニティの活性化の状況を測る指標	35.8%	40.0%
公益的な活動をする市民活動団体の登録数	市への登録を行っている市民活動団体数で、市民主体の公益的活動の推進・活性化を測る指標	19団体	25団体

### 現状

- 近年、自治会をはじめとする地域コミュニティを取り巻く社会情勢や環境が変化し、住民の価値観の多様化や地域に対する関心の希薄化など、地域コミュニティ活動への参加を敬遠する世帯が増えています。2012(平成24)年4月現在で80.1%であった本市の自治会加入率は、2022(令和4)年4月現在では73.0%となっており、10年間で7.1ポイント減少しています。
- 全国的に、自治会加入率の低下や担い手不足などの原因により、自治会活動の持続可能性の低下が懸念されています。本市においては、自治会への活動支援として自治会の運営に対する補助金を交付しているほか、自治会の活動拠点となる集会所の新築・改修などに要する経費に対して補助金を交付しています。
- 2022(令和4)年度実施の市民意識調査によると、「ここ1年で自治会やコミュニティの活動へ参加した市民の割合」は、新型コロナウイルス感染症の影響もあり45.7%と、半数以下になっています。
- 人口減少や多様化する市民ニーズに対応するため、市民との協働の視点でまちづくりを行う必要があります。
- 特定非営利活動促進法が2020(令和2)年に改正され、NPO\*1法人設立の迅速化や事務負担の軽減が図られました。
- 2018(平成30)年度末に19団体あった市内に主たる事務所を置く県認証NPO法人数は、2023(令和5)年1月末現在では16団体に減少しています。

### 主な取組

- 地区集会所整備補助金の交付 [2018(平成30)年度から2021(令和3)年度、合計152件]
- 減少傾向であった花いっぱい運動参加団体が増加 [2021(令和3)年度：26団体⇒2022(令和4)年度：31団体]

### 個別計画

- ・ 協働によるまちづくりの指針 2012(平成24)年度～

### 用語説明

※1 NPO  
「Non-Profit Organization(非営利団体)」の略で、不特定多数の方の利益を増進することを目的にして、ボランティア活動や市民活動を行っている民間団体。

課題



- 自治会活動の持続可能性を高めるため、自治会への加入促進をさらに強化する必要があります。
- 自治会での活動をはじめとした地域コミュニティ活動の活性化が必要です。
- 市民活動団体が持続的に活動できるよう支援を行う必要があります。
- 職員の協働に対する理解促進や意識の醸成が必要です。
- 市民が主体的にまちづくりに参画する機会を増やす必要があります。

主な取組方針



方針  
1

自治会活動における持続可能性の向上

- 自治会加入の必要性を広く周知するため、広報紙やホームページを通じた啓発や、転入者への案内チラシを配布します。また市自治連絡協議会と連携し、自治会が実施する加入促進策を支援します。
- アパート・マンションの建築主や開発事業者などの協力を得ながら、加入促進に取り組みます。
- 自治会の活動拠点となる地区集会所の新築や改修など、自治会活動が持続的に行えるよう支援します。
- 自治会活動の活性化に向けた新たな支援の検討を進めます。

方針  
2

地域コミュニティ活動の活性化

- 地域コミュニティ活動への関心を高め、参加を促すため、広報紙やホームページ、SNS などを通してイベントや活動の内容を周知・啓発します。
- 花いっぱい運動を推進し、地域コミュニティの活性化を図るとともに、参加団体の活動を地域住民に積極的に周知します。
- 市民が当事者意識を持って地域課題を捉えることができるよう、市民意識調査やさまざまな機会を通して対話する機会を創出します。

方針  
3

市民主体の公益的活動の推進・活性化

- 市民、NPOをはじめとした市民活動団体が自主的な社会貢献活動を活発に実施できるようにするため、活動の支援や補助を行います。
- 学生が地域や企業などとの協働により実施する地域課題の解決につながる活動を支援します。

協働

市民の皆さまに取り組んで欲しいこと

- 積極的に地域コミュニティ活動に参加します。
- 市民活動団体の活動に関心を持ちます。

# 地域の活性化と移住・定住環境の充実

**目指す姿** 持続可能な豊かな暮らしを実現するとともに、市内外の人が本市の魅力を再認識し、「住み続けたい、住んでみたい、関わりたい」と思ってもらえるまちを目指します。

## 成果指標

指標名	指標の説明	現状値(2022年)	目標値(2026年)
ふるさと納税の寄附受入金 額	ふるさと納税制度に基づき市に寄附された額で、市への関心度と地域活性化の取組の成果を測る指標	7.7億円 (2021年)	17億円
紀の川市空き家バンクへの 新規登録物件数	市空き家バンクに新規登録された物件数で、空き家の利活用が推進されているかを測る指標	22件	4年間で 80件
修正地域参画総量指標 (mGAP) <sup>※1</sup>	市民意識調査で「地域推奨量」「地域参加量」「地域感謝量」の総量を測り、地域活性化の状況を定量化した指標	▲318	▲200
定住意向割合	市民意識調査で「住み続けたい」「どちらかといえば、住み続けたい」と回答した市民の割合で、市民の定住意向を測る指標	80.7%	85.0%

### 現状

- 2005(平成 17)年度の合併以降、本市では人口減少が続いており、地域活力の低下が懸念されています。そうした中、人口減少に歯止めをかけ、活力ある地域を維持するため、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づく各種施策に取り組んでいます。
- 2021(令和 3)年度に、粉河、那賀、桃山地域が、「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」に基づく過疎地域の指定を受けました。
- ふるさと納税の寄附額は、2021(令和 3)年度に全国で 8,300 億円以上となっており、今後もさらに寄附額の増加が予想されています。本市においても、返礼品の充実やポータルサイトの増設を図り、寄附額の増加につなげています。
- 近年、地域づくりの担い手として、特定の地域に継続的に多様に関わる人々、いわゆる「関係人口」が注目されています。
- 市の認知度向上や市民の誇りと愛着心の醸成を図るため、シティプロモーションに取り組んでいます。この取組を通して「関係・交流人口の拡大」「移住・定住の促進」につながる展開が求められています。
- 新型コロナウイルス感染症の発生以降、テレワークが普及し、多様な働き方が可能になったことなどを背景として、都市圏からの地方移住に対する関心が高まっています。本市においては、空き家を仲介する空き家バンクをはじめ、移住者向けの各種支援制度の充実を図っています。
- 若年層の流出抑制と新たな人の流れの創出を図るとともに、本市の主要産業である農業の振興へとつなげるため、農学部を中心とした高等教育機関の誘致に取り組んでいます。

### 主な取組

- ふるさと納税寄附額の大幅な増額  
[2018(平成 30)年度 58,064 千円⇒2021(令和 3)年度 770,744 千円]
- ふるさと納税のポータルサイトを 14 サイトに増加 [2022(令和 4)年 12 月現在]
- シティプロモーション戦略を改定 [2020(令和 2)年度]
- 若者定住促進住宅取得奨励金制度・奨学金返還支援制度の創設 [2020(令和 2)年度～]
- 紀の川市空き家バンクの創設 [2021(令和 3)年度]

### 個別計画

- ・ 過疎地域持続的発展計画 2021(令和 3)年度～2025(令和 7)年度
- ・ まち・ひと・しごと創生総合戦略 2021(令和 3)年度～2024(令和 6)年度
- ・ シティプロモーション戦略 2021(令和 3)年度～2024(令和 6)年度

課題



- 若年層の転出抑制、転入促進を図る必要があります。
- 関係人口の創出・拡大に取り組むことが必要です。
- ふるさと納税制度における返礼品の種類と質の充実に取り組むとともに、ふるさと納税制度をきっかけとして、地域の事業者が稼ぐ力を身につけられるようにする必要があります。
- 市民の愛着、誇り、推奨意欲を醸成するとともに、市外の人にも本市の推奨意欲を醸成できる取組の充実が必要です。

主な取組方針



方針  
1

ふるさと納税制度による活性化

- 寄附額を増やすため、返礼品の種類と質の充実に取り組みます。
- 企業版ふるさと納税の寄附額を増やすため、企業に市の取組を積極的にPRします。

方針  
2

移住・定住支援

- 民間団体と連携した空き家バンクを運用し、空き家所有者と利用希望者などとのマッチングを促進します。
- 空き家などを有効な地域資源と捉え、地域活性化やまちの魅力向上につながるよう活用促進を図ります。

方針  
3

シビックプライドの醸成

- 市民がまちの魅力を再認識し、愛着や誇りを持ってもらうためのさらなる取組を推進します。

方針  
4

関係人口創出に向けた取組

- 地域や地域の人と多様な関わりを持つ関係人口を増やすことで、まちづくりや市の課題解決につながる取組を推進します。

方針  
5

大学との連携と高等教育機関の誘致

- 協定を締結している大学との連携を強化し、市と大学相互の特性を生かし、地域活性化を図ります。
- 地域の活性化や農業振興につながる新たな高等教育機関の誘致を進めます。

協働

市民の皆さまに取り組んで欲しいこと

- 地域の活性化につながるイベントや活動に積極的に参加します。
- まちの魅力を発信します。

用語説明

※1 修正地域参画総量指標 (mGAP)

まちへの推奨意欲・参加意欲・感謝意欲を定量化するシティプロモーションの成果を図る指標。アンケートでそれぞれの意欲の強さを尋ね、8点以上を「推奨者」、5点以下を「批判者」とし、推奨者の割合から批判者の割合を引くことで得られる数値に人口をかけて求める。この指標を上昇させることがシティプロモーションの成果であり、地域活性化・定住人口の増加につながる。

# デジタル化の推進

**目指す姿** デジタルを活用し、市民サービスの向上や行政運営の簡素化・効率化を図るとともに、日常生活においてデジタル化の恩恵が実感できる便利で暮らしやすいまちを目指します。

## 成果指標

指標名	指標の説明	現状値(2022年)	目標値(2026年)
オンライン申請ができる行政手続数	手続数により電子行政サービスの進捗状況を測る指標	10手続	100手続
RPA※1による事務短縮時間数	RPA(業務自動化ソフト)を活用し、短縮できた時間数で、業務の効率化を可視化する指標	759時間 (2021年)	4,200時間
マイナンバーカードの交付率	マイナンバーカードを交付した市民の割合で、マイナンバー制度の普及状況と電子行政サービスの進捗状況を測る指標	63.6% (2021年)	100.0%
デジタル化が進むことに不安を感じている市民の割合	市民意識調査で「感じる」「どちらかといえば、感じる」と回答した市民の割合で、定性的にデジタル化への市民意識を測る指標	60.5%	50.0%

### 現状

- 2020(令和2)年12月に国の「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」が改訂され、目指すべきデジタル社会のビジョンとして「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～」が示されています。
- 自治体は自らが担う行政サービスについて、デジタル技術やデータを活用し、市民の利便性を向上させるとともに、デジタル技術やAIなどの活用により業務効率化を図り、人的資源を行政サービスのさらなる向上につなげていくとともに、DX(デジタルトランスフォーメーション)※2の推進にあたっては、市民などとその意義を共有しながら進めていくことが求められています。
- 本市では、誰もがデジタル化の恩恵を受けられるように、NPO法人や民間企業と連携したスマートフォン教室の開催やスマートフォン相談窓口を開設しています。
- 職員の新型コロナウイルス感染拡大防止と業務継続の観点からテレワーク環境を整備しました。

### 主な取組

- 庁内業務へのRPAの導入 [2018(令和元)年度～]
- 証明手数料支払いへのキャッシュレス決済の導入 [2020(令和2)年度～]
- 住民票の写しや戸籍謄本などのオンライン交付申請の開始 [2021(令和3)年度～]
- 庁内業務へのAI-OCR※3の導入 [2022(令和4)年度～]

### 個別計画

- ・ DX推進計画 2023(令和5)年度～2026(令和8)年度

### 用語説明

- ※1 RPA(ロボティック・プロセス・オートメーション)  
パソコン上での繰り返し行う定形的な作業をソフトウェアロボットにより自動実行する技術のこと。
- ※2 DX(デジタルトランスフォーメーション)  
進化したIT技術を進浸させることで、人々の生活をより良いものへと変革させるという概念のこと。
- ※3 AI-OCR  
OCRは、画像データのテキスト部分を認識し、文字データに変換する光学文字認識機能のこと。AI-OCRはOCRにAI技術を組み合わせることで、機械学習による文字認識率を向上させたもの。
- ※4 スマートシティ  
ICTなどの新技術を活用しつつ、マネジメント(計画、整備、管理・運営など)の高度化により、都市や地域の抱える諸課題の解決を行い、また、新たな価値を創出し続ける持続可能な都市や地域のこと。
- ※5 ITリテラシー  
通信・ネットワーク・セキュリティなど、ITに関連するものを理解する能力や適切に活用する能力。



## 課題



- デジタルの活用により、複雑化・多様化する市民ニーズに対応したきめ細かな行政サービスの提供が必要です。
- 業務効率化を図るため、デジタルの力を最大限に活用することが必要です。
- デジタルの活用に向けた職員の知識の向上や意識の改革が必要です。
- 誰一人取り残さないデジタル化のため、デジタルデバインド(情報格差)対策や継続した情報通信サービスの提供が必要です。

## 主な取組方針

方針  
1

## 行政サービスにおける利便性の向上

- 市民のニーズをきめ細かく捉え、行政手続のオンライン化など、「簡単で」「分かりやすく」「使いやすい」行政サービスを提供します。
- マイナンバーカードのさらなる普及を図るとともに、マイナンバーカードを活用したさらなる行政サービスの向上につながる取組を検討します。

方針  
2

## デジタル化による行政運営の効率化

- AIやRPAなどのデジタル技術を積極的に活用し、業務改善による労働生産性の向上を図ります。
- 電子契約や電子決裁の導入の検討など、庁内のペーパーレス化につながる取組を推進します。
- 業務の棚卸しを実施し、デジタル技術を実装可能な業務の可視化・洗い出しを行います。

方針  
3

## 地域社会のデジタル化とデジタルデバインドへの対応

- スマートシティ<sup>※4</sup>の実現に向けた取組を推進します。
- デジタルデバインド対策を進めるため、高齢者を中心としたスマートフォン教室の開催や、スマートフォン教室ではカバーできないスマートフォン全般に関する相談窓口を開設します。
- テレビ難視聴やブロードバンド未整備エリアに、民間事業者と連携し、情報通信サービスの提供を引き続き実施します。
- 将来の地域社会のデジタル化を担う人材を育成するため、若年層を中心としたデジタルに関する技術や知識の向上につながる取組の検討を行います。

方針  
4

## デジタル人材の確保・育成

- 民間企業からのデジタル人材を受け入れ、デジタル技術や知見を積極的に活用できるような体制づくりを進めます。
- 職員のITリテラシー<sup>※5</sup>を向上させるため、専門的な研修を実施します。

## 協働

市民の皆さまに取り組んで欲しいこと

- デジタルに関心を持ち、自ら情報を収集します。

# 市政情報の発信と市政参加の促進

目指す姿

市政情報など市民が必要とする情報を容易に入手できるように、多様な発信手段を活用して提供し、市民が市政に対して関心をもっているまちを目指します。

成果指標

指標名	指標の説明	現状値(2022年)	目標値(2026年)
行政の広報・広聴活動が充実していると感じている市民の割合	市民意識調査で「満足」「まあ満足」と回答した市民の割合で、広報・広聴活動の成果を測る指標	31.8%	50.0%
市民の意見・要望が市政に反映されていると感じている市民の割合	市民意識調査で「よく反映されている」「ある程度反映されている」と回答した市民の割合で、広聴活動の取組成果と充実度(関心度)を測る指標	26.6%	50.0%
市政に関心があると回答している市民の割合	市民意識調査で「関心がある」と回答した市民の割合で、市政情報の充実度(関心度)を測る指標	67.4%	100.0%
マスコミへの情報提供件数	新聞社や放送局などへの情報提供(報道発表)件数で、広報活動の取組状況を測る指標	60件 (2021年)	120件

現状

- 毎月発行する広報紙とホームページやメール、SNSなどを活用して市内外の多くの人に市政の情報や災害、イベントなどの情報を届けています。
- インターネットは市民生活や仕事では不可欠な社会基盤(インフラ)となっており、全国的にインターネット端末を利用する人が増加しています。2022(令和4)年度の情報通信白書によると、約9割の世帯がスマートフォンを所有しています。
- 2022(令和4)年度実施の市民意識調査によると、「市政に関心がある」と回答した人が67.4%と、半数以上の市民が市政に関心を持っているという結果になっています。
- 国の情報セキュリティガイドラインを遵守し、市政の情報や災害、イベント情報などの発信にSNSを活用することで多くの市民に情報を届けています。
- 2016(平成28)年度に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行されたことを受けて、国は「みんなの公共サイト運用ガイドライン」に基づいたホームページ作成などを推進しています。

これまでの主な取組

- 市民意識調査の毎年度実施 [2016(平成28)年度～]
- 市公式LINEアカウントを開設 [2020(令和2)年度～]
- 市公式YouTubeを開設 [2021(令和3)年度～]
- ウェブアクセシビリティ<sup>※1</sup>に配慮したホームページを作成
- 県広報コンクール「広報紙の部」で第1位を通算14回受賞

用語説明

※1 ウェブアクセシビリティ

高齢者や障害者を含めて、誰もがホームページなどで提供される情報や機能を支障なく利用できること。

課題



- 情報入手手段の多様化に対する戦略的な情報発信が必要です。
- 大規模災害に備えた強靱な情報発信体制が必要です。
- 市民の意見を市政に反映させるための広聴活動の充実が必要です。

主な取組方針

方針 1

広報活動の充実

- 発信する情報の質を高めるため、職員の情報発信に対する意識の向上を図るとともに、庁内の情報発信体制の強化を図ります。
- 市の方針や取組を随時発信し、市民が市政に関心をもち、積極的に市政に参加する機運の醸成を図ります。
- 災害時においても情報発信を途絶えさせないよう、情報通信手段の多重化を図り、市民が情報収集をしやすくします。

方針 2

広聴活動の充実

- 市政ポストへの投稿、市民意識調査、各種委員会への市民参加、窓口相談などを通して、市民の意見や要望を聴き、市政へ反映し、各事業への満足率や市政への関心度の向上に取り組みます。
- 市政懇談会の開催などにより市民の意見を直接聴き、まちづくりへの参加を促進します。
- 市民が市政に関心を持ち、理解を深められるよう、市政情報を積極的に発信し、それに対する意見を広く聴取できるよう努めます。

協働

市民の皆さまに取り組んで欲しいこと

- 市政情報に興味・関心を持ち、まちづくりに参加します。



▲ 県広報コンクール広報紙市部 1 位受賞



▲ スマートフォンなどを利用した情報発信

# 健全な財政運営の確立

**目指す姿** 市民ニーズに応え、高い透明性を保ちながら、持続可能で健全な財政運営が行われているまちを目指します。

## 成果指標

指標名	指標の説明	現状値(2022年)	目標値(2026年)
受益者負担比率	通常行っている行政活動に係る費用(経常行政コスト)に対する使用料、手数料などの収益(経常収益)の割合で、特定の行政サービスを利用した人の負担が適正な水準であるかを測る指標	2.2% (2020年)	3.7%
積立基金現在高比率	標準財政規模に対する基金残高の割合で、一定額の基金が確保されているかを測る指標	68.8% (2021年)	60.0% 以上を確保
経常収支比率	市税や普通交付税などの経常的に収入される一般財源総額のうち、人件費や扶助費、公債費などの経常的経費に充当された一般財源額の割合で、市の財政構造の弾力性を測る指標	91.2% (2021年)	93.2% 以下
市税収納率	市税の現年度分と過年度分を合わせた年度末の収納率で、自主財源の根幹である市税の収納状況を測る指標	97.3% (2021年)	97.8%

### 現状

- 今後予想されるさらなる人口減少や少子高齢化によって、市税などの減収と社会保障費の増加が懸念されます。将来を見据えた財政計画に基づく収支見通しを策定した中で、各基金の保有額に配慮しつつ、重点的に取組が必要な事業については積極的な予算配分を行ってきました。
- 財政状況について市民の理解を得るために、広報紙やホームページを活用して、財政計画や運営状況を公開しています。また、統一的な基準による地方公会計制度<sup>\*1</sup>に基づく財務書類を作成し、より詳細なコストや将来負担の分析に努めています。
- 納税の公平性の観点から適正で効果的な滞納整理を行ってきました。また、地方税回収機構<sup>\*2</sup>への滞納案件の移管も含めて、積極的に滞納処分を行うとともに、納付環境の拡充に取り組むことで、市税収納率が向上し、収入未済額は年々減少しています。
- 市の債権全般の適正管理に関し、必要な事項や全庁統一した管理ルールを定め、財政の健全性と市民負担の公平性の確保を図るため、2021(令和3)年4月1日に「債権管理条例」を施行しました。
- 公金の運用・管理については、安全・確実を第一として、流動性と収益性を考慮し、金融機関への預金のほか、債券による運用を組み合わせ、リスクの分散を図り運用しています。

### 主な取組

- 「決算主要施策の成果」の記載内容の拡充 [2018(平成30)年度決算～]
- 債券運用<sup>\*3</sup>の開始 [2018(平成30)年度～]
- WEB口座振替受付サービスの導入 [2022(令和4)年度～]
- 合併以来、市税収納率の過去最高値を更新中

### 個別計画

- ・ 財政計画 2023(令和5)年度～2026(令和8)年度
- ・ 行財政改革大綱 2023(令和5)年度～2026(令和8)年度

### 用語説明

#### ※1 統一的な基準による地方公会計制度

企業会計の要素である発生主義・複式簿記の導入および固定資産台帳の整備により比較可能性を担保した地方公共団体で行われる会計制度。

#### ※2 地方税回収機構

県内市町村では単独で処理困難な滞納案件の移管を受け、専門的徴収手法を駆使し、共同処理する組織。

#### ※3 債券運用

基金の資金運用において、低金利やペイオフを考慮し、債券を購入することによる資金運用。

課題

- 基金の取崩しに依存しない、収支が均衡した財政運営が必要です。
- 市民への的確で分かりやすい財政状況の公表に取り組む必要があります。
- 市税をはじめとした自主財源の確保に向け積極的に取り組む必要があります。
- 使用料・手数料などの受益者負担の適正化を図る必要があります。

主な取組方針

方針  
1

財政計画に基づいた計画的な財政運営

- 毎年度の決算や長期総合計画の進捗状況を踏まえた財政収支の推計をもって、中長期を見通した財政計画に基づく堅実な財政運営を行います。
- 地方公会計制度による財務書類の分析結果など、財政状況の情報公開についても積極的に行うことで、市の財政運営に対して、市民の理解を得られるようにします。

方針  
2

歳入確保のための取組の推進

- 市民からの信頼を得られるように、公正で適正な課税を推進します。
- 市税の納付しやすい環境を充実し、納税者の利便性の向上を図るとともに、適正で効果的な滞納整理に取り組むことで、税収確保の強化を図ります。
- 市税以外の各種債権(国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料・保育料・使用料・返還金など)に関し、適正で効果的な債権管理・回収に取り組めます。
- 施設使用料の運用(減免)基準の見直しによる受益者負担の適正化に取り組めます。

方針  
3

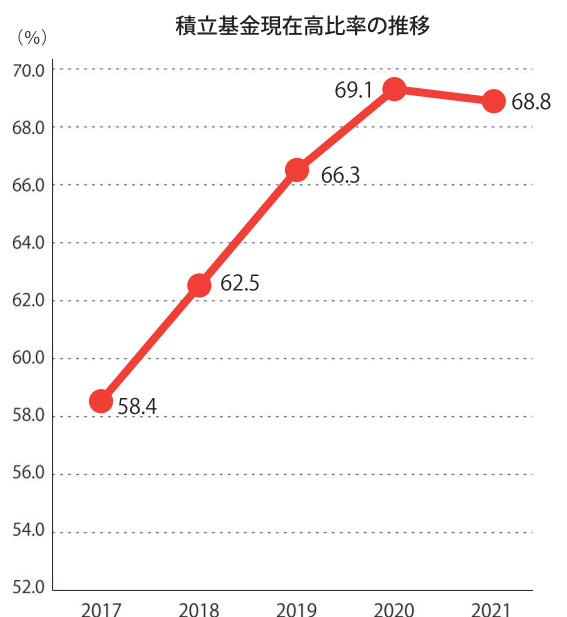
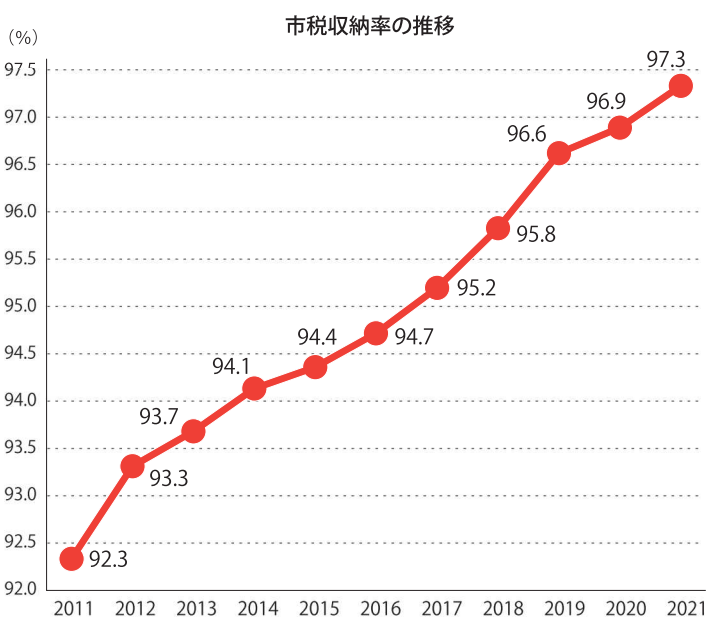
公金の適正な管理の推進

- 引き続き公金の確実で効率的な管理・運用を行います。

協働

市民の皆さまに取り組んで欲しいこと

- 市税や財政状況に興味・関心を持ちます。



# 将来を見据えた行政経営の推進

**目指す姿** 将来を見据えた行政経営を行うことで、成果とコストを意識した効率的で質の高い行政サービスが行われているまちを目指します。

## 成果指標

指標名	指標の説明	現状値(2022年)	目標値(2026年)
成果指標達成率	後期基本計画で成果指標として掲げた指標数のうち、目標を達成した指標の割合で、効率的、効果的な行政運営が行われているかを測る指標	25.0% (2021年)	100.0%
公共建築物の延床面積	公共施設の削減状況の進捗を測る指標	258,694㎡ (2021年)	現状値以下
住民票の写しなどのコンビニ交付割合	証明書の交付方法の充実度を測る指標	7.0% (2021年)	20.0%
窓口サービスの満足度	市民意識調査で市役所(本庁・支所)を利用した際の全体的な感想として「満足」「やや満足」と回答した市民の割合で、窓口サービスの充実度を測る指標	59.8%	100.0%

### 現状

- 全国的に人口減少や少子高齢化が進行している中、本市においても生産年齢人口の減少や老年人口の増加が予想されており、人口構造の変化に対応した行政経営と地域活力を維持するための人口増加対策が求められています。また、新型コロナウイルス感染症の拡大を契機とした新たな生活様式の浸透、原油価格・物価高騰などの社会情勢の変化により、市民ニーズの複雑化・多様化が進んでいます。
- 市民意識調査結果や、行政評価<sup>※1</sup>の推進、各種統計データの利活用により、重点的に取り組む必要があるものについては、「選択と集中」により、経営資源の積極的な配分を行っています。
- 公共施設全体の状況を把握し、更新・統廃合・長寿命化などの対策内容と実施時期、対策費用を整理した「個別施設計画」を策定し、2021(令和3)年度より計画に基づいた公共施設の総合的適正管理の取組を推進しています。
- 公共建築物保有量の縮減目標は2016(平成28)年度から2055(令和37)年度までの40年間で35%縮減を目指しており、計画策定後の取組により、2022(令和4)年3月現在で約16,900㎡(6.1%)の削減となっています。
- 各地方公共団体がそれぞれの条例に基づいて運用していた個人情報保護制度が、個人情報保護法の改正により、2023(令和5)年4月から全国的な共通ルールでの制度になっています。

### 主な取組

- 住民票の写しなどのコンビニ交付開始 [2018(平成30)年度～]
- 押印見直しによる行政手続の簡素化 [2020(令和2)年度～]
- 指定管理者選定委員会の運営開始 [2020(令和2)年度～]
- 一般競争入札による市有財産売却の定型化 [2021(令和3)年度～]

### 関連する個別計画

- ・ 那賀5町新市建設計画 2004(平成16)年度～2025(令和7)年度
- ・ 行財政改革大綱 2023(令和5)年度～2026(令和8)年度
- ・ 公共施設マネジメント計画 2016(平成28)年度～2055(令和37)年度
- ・ 公共施設個別施設計画 2021(令和3)年度～2030(令和12)年度

### 用語説明

#### ※1 行政評価

行政活動の目的を明確にしなが、成果目標を設定し、その活動に対して投入された予算や人件費、成果物などを総括的に勘案しながら評価を行い、その評価結果に基づく改善を次年度以降の行政活動の企画・立案に反映させていく仕組み。

#### ※2 RESAS

地方創生のさまざまな取組を情報面から支援するために、経済産業省と内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局が運用している、産業構造や人口動態、人の流れなどに関する官民のビッグデータを集約し、可視化を試みるシステムで地域経済分析システムという表現も用いられる。

#### ※3 証拠に基づく政策立案

政策の企画をその場限りの経験や勘に頼るのではなく、政策目的を明確化した上で合理的根拠(エビデンス)に基づくものとする。

#### ※4 PPP/PFI

PPP(パブリック・プライベート・パートナーシップ)の略称で、公民が連携して公共サービスの提供を行う体系、枠組のこと。PFI(プライベート・ファイナンス・イニシアティブ)は、PPPの代表的な手法の一つで、公共施設などの設計、建設、維持管理と運営に民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うこと。

課題



- 社会情勢の変化に伴う市民ニーズの複雑化・多様化に対応した、質の高い行政サービスを継続的に提供する必要があります。
- 公共施設について、長期的な視点を持って、集約化、複合化、廃止などにより総量の縮減を図るとともに、民間活力の導入による効率的・効果的な維持管理・運営を推進することが必要です。
- 市保有の財産を調査し、未利用・低利用財産の処分をはじめ有効活用を検討することが必要です。
- 多様化する市民のライフスタイルに対応した窓口サービスや証明書交付体制の構築が必要です。
- 情報公開制度と個人情報保護制度について適正に対応することが必要です。

主な取組方針



方針  
1

効率的・効果的な行政サービスの提供

- PDCAサイクルによる行政評価に基づき、限りある経営資源を有効に活用し、事業の選択と重点化による持続可能な行政経営を推進します。特に、重点プロジェクトに設定した取組に対しては、積極的な経営資源の配分のもと、人口増加を目指します。
- RESAS<sup>※2</sup>などを活用した、証拠に基づく政策立案<sup>※3</sup>(EBPM)を推進します。
- 市民意識調査により、長期総合計画の進捗状況を測るとともに、市民ニーズを把握し市政に市民の声を反映させることで市民満足度の向上を図ります。
- 行政と民間の役割分担を見極めながら、PPP/PFI<sup>※4</sup>などの手法を研究し、民間活力の活用による効率的・効果的な事業構築の方向性を検討します。
- 広域的で効果的な行政サービスを提供するため、近隣市町との連携事業を引き続き検討します。

方針  
2

行財政改革の推進

- 「行財政改革大綱」「行財政改革推進計画」に基づき、社会情勢の変化や複雑化・多様化する市民ニーズに対応した、従来の手法にとられない柔軟な考えのもと持続可能な行政経営を目指します。

方針  
3

市有財産の効率的・効果的な管理運営

- 市民に提供する施設サービスの水準を適切に維持するため、施設保有量の見直しや計画的な保全による長寿命化など、保有する公共施設を適切に維持管理し、有効活用を図ります。
- 未利用・低利用な市有財産の処分をはじめ有効活用を図ります。
- 指定管理者制度や包括管理委託などの民間活力の導入による公共施設の効率的・効果的な維持管理・運営を推進します。
- 公共施設の維持管理や改修・更新に際しては、温室効果ガス排出量の削減につながる再生可能エネルギーの活用や省エネルギー化を推進します。

方針  
4

市民窓口サービスの充実

- 窓口での証明書発行に加え、コンビニ交付やオンライン申請などを推進して、市民の証明書交付にかかる利便性の向上を図ります。
- 市民の暮らしに関する悩みやトラブルに関する相談体制を維持します。

方針  
5

情報公開・個人情報保護制度の適正な運用

- 情報公開・個人情報保護制度の適正な運用を図るため、職員の制度理解を深めます。
- 適正な文書管理を行い、情報公開請求や個人情報開示請求に対応します。

協働

市民の皆さまに取り組んで欲しいこと

- 行政活動や地域でのまちづくりに関心を持ちます。
- 社会状況に応じた市民と行政との役割について理解を深めます。

# 職員の育成と職場環境の充実

目指す姿

人材の確保といきいきと働くことができる環境づくりを進めるとともに、市民から信頼される職員を育成することで、充実した市民サービスが行われているまちを目指します。

成果指標

指標名	指標の説明	現状値(2022年)	目標値(2026年)
仕事にやりがいを感じている職員の割合	自己申告書で、仕事のやりがいが「十分ある」「少しある」と回答した職員の割合で、職員能力の向上や意識改革の度合いを測る指標	59.4%	100.0%
職場環境が良好と感じている職員の割合	自己申告書で、職場環境が「非常に良好」「良好」と回答した職員の割合で、職場環境の充実度を測る指標	61.9%	100.0%
管理的地位にある職員に占める女性職員の割合	女性管理職員の割合で、女性が活躍する職場環境づくりの進捗状況を測る指標	29.4%	30.0%
男性職員の育児休業の取得率	職員のワーク・ライフ・バランスの推進の度合いを測る指標	28.6% (2021年)	30.0%

現状

- 多様な市民ニーズへの対応や厳しい財政状況に対応できる人材の育成と活用を効果的に推進するため、2017(平成 29)年度に「人材育成基本方針」を策定し、目指すべき職員像を「自ら考え行動し、チャレンジ精神を持って取り組む、市民から信頼される職員」と定めました。また、中長期的な人材育成の指針として2018(平成 30)年度に「人材育成体系基本計画」を策定し、人材育成に努めています。
- 人事評価制度の導入により、職員の育成や適切な処遇、管理監督者の指導力向上につなげることで、組織の活性化に取り組んでいます。
- 行政経営の考えに基づいた成果とコストを意識した効率的で質の高い行政運営が求められる中、職員個人の能力を最大限、効率的、効果的に発揮する必要があります。

主な取組

- 階層別研修の実施 [2017(平成 29)年度～]
- 会計年度任用職員の機動的配置を実施 [2018(平成 30)年度～]
- テレワークによる在宅勤務を制度化 [2021(令和 3)年度～]

関連する個別計画

- ・ 人材育成基本方針 2017(平成 29)年度～
- ・ 人材育成体系基本計画 2018(平成 30)年度～
- ・ 女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画 2021(令和 3)年度～ 2025(令和 7)年度
- ・ 次世代育成支援特定事業主行動計画 2015(平成 27)年度～ 2024(令和 6)年度
- ・ 職員適正化計画 2022(令和 4)年度～ 2026(令和 8)年度

用語説明

※1 キャリアアップ  
より高い資格・能力を身につけ、経歴を高めること。



課題

- 公務員としての資質を備えた人材の継続的な確保が必要です。
- 業務内容の複雑化・多様化に対応することができる職員の採用・育成と適正配置が必要です。
- 職員がいきいきと働くことができるよう、職場環境を充実させる必要があります。

主な取組方針

方針  
1

### 人材の確保と適正な人員配置による組織力の向上

- SNSでの情報発信を含めた広報活動を充実させ、職員採用試験の受験者数の増加を図るとともに、中長期的な視点による採用を行います。
- 時間外勤務の要因の把握、分析により、適正な人員配置による業務量の平準化を図ります。
- 業務改善や会計年度任用職員の機動的な配置、業務の外部委託を推進し、業務の効率化を進めます。
- 長期総合計画の目標実現に向けて、効率的・効果的かつ機動的な組織を編成します。

方針  
2

### 人材育成の推進

- 階層ごとの役割に応じた研修、女性職員を対象としたキャリアアップ<sup>※1</sup>研修、メンター制度による新規採用職員への個別支援によって、職員一人一人の能力を向上させ、組織全体のレベルアップを図ります。
- 専門研修への積極的な参加を促すことで、業務における職員の専門的な知識の向上を図ります。
- 他機関へ職員を派遣し、外部の知見やノウハウを獲得することで、職員の能力向上を図ります。
- 人事評価を通じた評価者と被評価者のコミュニケーションを推進し、業務改善に対する意識と職務へのモチベーションの向上を図ります。

方針  
3

### 良好な職場環境の整備・充実

- 妊娠、出産、育児、介護と仕事の両立支援制度の活用によって、ワーク・ライフ・バランスを推進します。
- 業務効率の向上を目指した自宅におけるテレワークなど、多様な勤務形態を引き続き構築します。



▲メンター制度による新規採用職員と先輩職員との研修風景



▲防災に関する研修風景